

議第7号

パレスチナ自治区ガザ地区における人道的休戦を求める決議について

パレスチナ自治区ガザ地区における人道的休戦を求める決議を京丹後市議会会議規則第14条の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 谷津伸幸様

令和5年12月25日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 田中邦生

提案理由

イスラエルによるパレスチナ自治区ガザ地区侵攻に対し、厳重に抗議の意を表するとともに、人道目的の即時停戦とすべての人質の解放を求める国連総会決議の早急かつ完全な履行を強く求める決意を表明するため。

(別記)

パレスチナ自治区ガザ地区における人道的休戦を求める決議

本年10月7日のイスラム教抵抗運動（以下「ハマス」という）のイスラエルに対する攻撃を直接的な契機として、イスラエル軍によるパレスチナ自治区ガザ地区に対する無差別爆撃と地上侵攻が続き、双方に多くの犠牲が出ている。

国連総会は10月26日、27日の2日間緊急特別会合を開催し、人道目的での休戦を求める決議がなされた。さらに、12月12日の国連緊急総会で、人道目的の即時停戦とすべての人質の解放を求める決議案を採択した。一連の決議は「即時、持続的な人道的休戦」を求め、イスラエルとハマスの双方をはじめ全ての当事者に対し、国際人道法の遵守と、ガザ地区への必要不可欠な物資とサービスの「継続的、充分、かつ妨害のない」提供を要求している。また、人質となっている全ての民間人の「即時、無条件の解放」を求めるとともに、国際法に則った、安全、福祉、人道的な処遇を要求している。

よって、本市議会はこの国連総会決議の早急かつ完全な履行を求めるものである。

以上、決議する。

令和5年12月25日

京都府 京丹後市議会